

○第 1 条関係

青森市職員等の旅費に関する条例（平成 17 年青森市条例第 60 号）新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>目次</u></p> <p><u>第一章 総則（第一条—第八条）</u></p> <p><u>第二章 旅費の種目及び内容（第九条—第二十二条）</u></p> <p><u>第三章 雜則（第二十三条—第三十条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第一章 総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 略 (用語の意義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び<u>これらに附属する島</u>の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。</p> <p>二 略</p> <p>三 出張 職員が公務のため一時その勤務公署（任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。</p> <p>四 略</p> <p>五 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員_____又はその遺族が生活の<u>根拠</u>となる地に旅行することをいう。</p> <p>六 家族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で<u>職員と生計を一にするもの</u>をいう。</p> <p>七 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p> <p>八 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。</p> <p><u>[削る]</u></p> <p>2 この条例において「何級の職務」という場合には、青森市職員の給与に関する条例（平成十七年青森市条例第五十三号）第三条第一項第一号に規定する行政職給料表による当該級の職務及び行政職給料表の適用を受けない者について規則で定めるこれに</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 略 (用語の意義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び<u>國家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）第二条で定めるその附屬の島</u>の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。</p> <p>二 略</p> <p>三 出張 職員が公務のため一時その勤務公署_____を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。</p> <p>四 略</p> <p>五 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員<u>若しくはその扶養親族</u>又はその遺族が生活の<u>根拠地</u>となる地に旅行することをいう。</p> <p>六 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で<u>主として職員の収入によって生計を維持している者</u>をいう。</p> <p>七 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p> <p><u>[新設]</u></p>

改正後	改正前
<p><u>[削る]</u></p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第三条 略</p> <p>2~5 略</p> <p>6 第一項、第二項<u>及び前二項</u> の規定により旅費の支給を受けることができる者</p> <hr/> <p>が 次条第三項の規定により旅行命令等の変更(取消しを含む。同項及び同条第四項並びに第五条において同じ。)を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。</p> <p>7 第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中<u>天災その他市長が定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長が定める金額を旅費として支給することができる。</u></p> <p>8 <u>第一項、第二項、第四項から第六項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。</u></p> <p>(旅行命令等)</p> <p>第四条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により 旅行命令権者 の発する旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)によって行わなければならない。</p> <p>一・二 略</p> <p>2 略</p> <p>3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認めの場合で、前項の規定に該当するときには、自ら又は次条第一項若しくは第二項の規定による旅行者の申請に基づき、<u>その変更をする</u>ことができる。</p> <p>4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又は<u>その変更をする</u>には、<u>旅行命令書又は旅行依頼書</u>により行わなければならない。</p> <p>(旅行命令等に従わない旅行)</p> <p>第五条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第三項の規定により変更を受けた)旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p>	<p>相当する職務をいうものとする。</p> <p>3 この条例において「何々地」という場合には、市町村の存する地域(都の特別区の存する地域にあっては特別区の存する全地域)をいう。</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第三条 略</p> <p>2~5 略</p> <p>6 第一項、第二項、<u>第四項及び前項</u>の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。)がその出発前に次条第三項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。</p> <p>7 第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中<u>交通機関の事故又は天災その他市長が定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長が定める金額を旅費として支給することができる。</u></p> <p><u>[新設]</u></p> <p>(旅行命令等)</p> <p>第四条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により<u>任命権者又はその委任を受けた者</u>(以下「旅行命令権者」という。)の発する旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)によって行わなければならない。</p> <p>一・二 略</p> <p>2 略</p> <p>3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更(取消しを含む。以下同じ。)する必要があると認めの場合で、前項の規定に該当するときには、自ら又は次条第一項若しくは第二項の規定による旅行者の申請に基づき、<u>これを変更する</u>ことができる。</p> <p>4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又は<u>これを変更する</u>には、<u>旅行命令に関する帳票</u>により行わなければならない。</p> <p>(旅行命令等に従わない旅行)</p> <p>第五条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第三項の規定により変更された)旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>2・3 略</p> <p>[削る]</p>	<p>2・3 略</p> <p>(旅費の種類)</p> <p><u>第六条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。</u></p> <p>2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</p> <p>3 船賃は、水路旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。</p> <p>4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。</p> <p>5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について路程に応じ一キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。</p> <p>6 日当は、旅行中の日数に応じ一日当たりの定額により支給する。</p> <p>7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。</p> <p>8 食卓料は、水路旅行又は航空旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。</p> <p>9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について路程等に応じ定額により支給する。</p> <p>10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について定額により支給する。</p> <p>11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。</p> <p>12 支度料は、本邦から外国への出張について、定額により支給する。</p> <p>13 旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。</p> <p>14 死亡手当は、第三条第二項第五号の規定に該当する場合について、定額等により支給する。</p> <p>15 内国旅行のうち第二十五条に規定する旅行については、第一項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給することができる。</p> <p>(旅費の計算)</p> <p><u>第六条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次章に定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。</u>ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法に<u>より旅行し</u>難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。</p> <p>[削る]</p>

改正後	改正前
[削る]	<u>だし書及び前項の規定により計算した日数による。</u> <u>第九条 旅行者が同一地域（第二条第三項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数三十日を超える場合には、その超える日数について定額の十分の一に相当する額、滞在日数六十日を超える場合にはその超える日数について定額の十分の二に相当する額をそれぞれの額から減じた額による。</u>
[削る]	<u>2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。</u> <u>第十条 私事のため勤務地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が勤務地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については勤務地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。</u>
[削る]	<u>第十一條 一日の旅行において日当又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。）について定額を異にする理由が生じた場合には、額の多い方の定額により日当又は宿泊料を支給する。</u> <u>第十二条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。</u>
[削る]	<u>（旅費の請求手続）</u> <u>第十三条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかつた部分の支給又は支払を受けることができない。</u> 2・3 略 4 市長は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第二項に規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかつた場合には、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引くことができる。 [新設]

改正後	改正前
<u>5 第一項の請求書又は資料が電磁的記録により作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって市長が定めるものをいう。以下同じ。）により提出することができる。</u>	〔新設〕
<u>6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。</u>	〔新設〕
<u>7 第一項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項、様式並びに第二項及び第三項に規定する期間並びに第四項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、市長が別に定める。 (証人等の旅費)</u>	<u>4 第一項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項、様式並びに第二項及び第三項に規定する期間</u> <u>_____は、市長が別に定める。 (証人等の旅費)</u>
<u>第八条 第三条第四項又は第五項の規定により支給する旅費は、別に定めがある場合を除くほか、この条例の定める範囲内において、その都度各機関の長が市長に協議して定める旅費とする。</u>	<u>第十四条 第三条第四項又は第五項の規定により支給する旅費は、別に定めがある場合を除くほか、この条例の定める範囲内において、その都度任命権者が市長に協議して定める旅費とする。</u>
<u>第二章 旅費の種目及び内容 (旅費の種目及び内容)</u>	〔新設〕
<u>第九条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雜費及び死亡手当とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。</u>	〔新設〕
<u>(鉄道賃)</u>	〔新設〕
<u>第十条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。次項及び第十三条第一項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第六号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u>	〔新設〕
<u>一 運賃</u>	
<u>二 急行料金</u>	
<u>三 寝台料金</u>	
<u>四 座席指定料金</u>	
<u>五 特別車両料金（内国旅行にあっては市長、副市長、公営企業管理者、教育長、常勤の監査委員及び固定資産評価員（以下これらを「特別職」という。）の職務にある者が旅行をする場合に限る。）</u>	
<u>六 前各号に掲げる費用に付随する費用</u>	
<u>2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（特別職の職務にある者が移動する場合には、最上級（等級が三以上に区分された鉄道により移動するときは最上級の直近下位の級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された鉄道により一般職の職務にある者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運</u>	

改正後	改正前
<p><u>賃の額とする。</u> <u>(船賃)</u></p> <p><u>第十一条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運行事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。次項及び第十三条第一項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p> <p><u>一 運賃</u> <u>二 寝台料金</u> <u>三 座席指定料金</u></p> <p><u>四 特別船室料金（内国旅行にあっては特別職の職務にある者が旅行をする場合に限る。）</u></p> <p><u>五 前各号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p><u>2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（特別職の職務にある者が移動する場合には、最上級（等級が三以上に区分された船舶により移動するときは最上級の直近下位の級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された船舶により一般職の職務にある者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。</u></p> <p><u>（航空賃）</u></p> <p><u>第十二条 航空賃は、航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。次項及び次条第一項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p> <p><u>一 運賃</u> <u>二 座席指定料金</u></p> <p><u>三 前二号に掲げる費用に付隨する費用</u></p> <p><u>2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>一 特別職の職務にある者が移動するとき 最上級の運賃の額</u> <u>二 運賃の等級が三以上に区分された航空機により特別職の職務にある者が移動するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額</u> <u>（その他の交通費）</u></p> <p><u>第十三条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第四号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の</u></p>	<p>〔新設〕</p>
	<p>〔新設〕</p>
	<p>〔新設〕</p>

改正後	改正前
<p><u>額の合計額とする。</u></p> <p><u>一 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）</u> <u>第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃</u></p> <p><u>二 道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃</u></p> <p><u>三 前二号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用。ただし、移動に直接要する費用の算定ができない場合は、次項の規定により計算した路程一キロメートルにつき規則で定める額を乗じて得た額を移動に直接要する費用とみなす。</u></p> <p><u>四 前三号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p><u>2 前項第三号ただし書の路程は、全路程を通算して計算するものとし、通算した路程に一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</u> <u>（宿泊費）</u></p> <p><u>第十四条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）により定められている宿泊費基準額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。この場合において、職員に対応する国の職員は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる同令における国の職員とする。</u></p> <p><u>一 特別職の職務にある者 指定職職員等</u></p> <p><u>二 一般職の職務にある者 職務の級が十級以下の者</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合の宿泊費の額は、当該宿泊に要する費用の額とする。</u> <u>（包括宿泊費）</u></p> <p><u>第十五条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第十条から第十三条までの規定による交通費（第十九条第一項において「交通費」という。）の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。</u></p>	<p>〔新設〕</p> <p><u>（鉄道賃）</u></p> <p><u>第十五条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。</u></p> <p><u>一 その乗車に要する運賃</u></p> <p><u>二 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金</u></p> <p><u>三 市長、副市長、公営企業管理者、教育長、常勤の監査委員及び固定資産評価員（以下これらを「特別職」という。）の職務にある者が、特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第一号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金</u></p> <p><u>四 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第一号に規定する運賃、第二号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車</u></p>

改正後	改正前
<p>(宿泊手当)</p> <p><u>第十六条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雜費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して国家公務員等の旅費支給規程で定める一夜当たりの定額とする。</u></p>	<p><u>両料金のほか、座席指定料金</u></p> <p><u>2 前項第二号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り支給する。</u></p> <p><u>一 特別急行列車を運行する線路による旅行であつて、片道百キロメートル以上のもの又はその目的地が八戸市であるもの（八戸市を経由する旅行を含む。）</u></p> <p><u>二 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道五十キロメートル以上のもの</u></p> <p><u>3 第一項第四号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道百キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。</u></p> <p><u>（船賃）</u></p> <p><u>第十六条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。</u></p> <p><u>一 運賃の等級を三階級又は二階級に区分する船舶による旅行の場合には、特別職の職務にある者については上級の運賃、九級以下の職務にある者については三階級に区分する船舶による旅行の場合には中級の運賃、二階級に区分する船舶による旅行の場合には下級の運賃</u></p> <p><u>二 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合は、その乗船に要する運賃</u></p> <p><u>三 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前二号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</u></p> <p><u>四 特別職の職務にある者が第二号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金</u></p> <p><u>五 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金</u></p> <p><u>2 前項第一号の規定に該当する場合において同一階級の運賃を更に二以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。</u></p> <p><u>（航空賃）</u></p> <p><u>第十七条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。</u></p>
<p>(転居費)</p> <p><u>第十七条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第十九条第一項第一号イ若しくはロ又は同項第二号イ若しくはロに規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次に掲げる方法により算定される額とする。ただし、外国旅行においては、別表第一に定める容積又は重量の範囲内において算定した額とする。</u></p> <p><u>一 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するとき（複数の運送業者に見積りをさせることができない特別な事情があるときを含む。）に限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法</u></p> <p><u>二 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法</u></p> <p><u>三 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法</u></p> <p><u>2 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。</u></p> <p>(着後滞在費)</p> <p><u>第十八条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行にあっては五夜分を、外国旅行にあっては十夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。</u></p> <p>(家族移転費)</p> <p><u>第十九条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。</u></p> <p><u>一 内国旅行にあっては、次に掲げる額</u></p> <p><u>イ 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額</u></p> <p><u>ロ イに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額</u></p> <p><u>二 外国旅行にあっては、次に掲げる額</u></p> <p><u>イ 赴任の際旅行命令権者の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び渡航雜費の合計額に相当する額</u></p> <p><u>ロ イに規定する場合に該当せず、かつ、赴任後旅行命令権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額</u></p> <p><u>ハ イに規定する場合に該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後旅行命令権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合には、前号イの規定に</u></p> <p><u>(車賃)</u></p> <p><u>第十八条 車賃の額は、一キロメートルにつき三十七円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。</u></p> <p><u>2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第十二条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。</u></p> <p><u>3 前項の規定により通算した路程に一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</u></p> <p>(日当)</p> <p><u>第十九条 日当の額は、別表第一の定額による。</u></p> <p><u>2 鉄道百キロメートル未満、水路百キロメートル未満又は陸路百キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の二分の一に相当する額による。</u></p> <p><u>3 水路五十キロメートル未満又は陸路五十キロメートル未満の旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前二項の規定にかかわらず、日当は、支給しない。</u></p> <p><u>4 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行について、鉄道及び水路又は陸路にわたる旅行の場合は、水路又は陸路一キロメートルをもって鉄道一キロメートルと、水路及び陸路にわたる旅行の場合は、水路一キロメートルをもって陸路一キロメートルとみなして、前二項の規定を適用する。</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>準じて算定した額</u></p> <p><u>二 外国に赴任後旅行命令権者の許可を受け、家族（イ又はロに規定する許可を受け移転した者であって同居しているものに限る。）を本邦に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額</u></p> <p><u>2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第一号ロ又は第二号ロ若しくはハに規定する期間を延長することができる。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(渡航雑費)</p> <p><u>第二十条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして任命権者が定める費用の額とする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(死亡手当)</p> <p><u>第二十一条 死亡手当は、職員又はその配偶者若しくは子の外国における死亡（第三条第二項第五号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、別表第二に定める定額とする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(勤務地内旅行の旅費)</p> <p><u>第二十二条 勤務地内における旅行については、市長が別に定める。</u></p>	
<p><u>(宿泊料)</u></p> <p><u>第二十条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第一の定額による。</u></p> <p><u>2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行について、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(食卓料)</p> <p><u>第二十一条 食卓料の額は、別表第一の定額による。</u></p> <p><u>2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。</u></p>	
<p><u>(移転料)</u></p> <p><u>第二十二条 移転料の額は、次に規定する額による。</u></p> <p><u>一 赴任の際扶養親族を移転する場合には、住所又は居所から勤務地までの路程に応じた別表第二の定額による額</u></p> <p><u>二 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の二分の一に相当する額</u></p> <p><u>三 赴任の際扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額</u></p> <p><u>2 前項第三号の場合において、扶養親族を移転した際ににおける移転料の定額が、職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際ににおける移転料の定額を基礎として計算する。</u></p> <p><u>3 命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項第三号に規定する期間を延長することができる。</u></p> <p>[新設]</p> <p style="padding-left: 2em;">(着後手当)</p> <p><u>第二十三条 着後手当の額は、別表第一の日当定額の五日分及び勤務地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の五夜分に相当する額による。</u></p>	
<p><u>第三章 雜則</u></p> <p><u>(退職者等の旅費)</u></p> <p><u>第二十三条 第三条第二項第一号又は第四号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から三月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて任命権者が定めるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。</u></p> <p><u>3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項に規定する期間を延長することができる。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(遺族等の旅費)</p> <p><u>第二十四条 第三条第二項第二号、第三号又は第五号</u></p>	<p><u>(扶養親族移転料)</u></p> <p><u>第二十四条 扶養親族移転料の額は、次に規定する額</u></p>

改正後	改正前
<p><u>の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて任命権者が定めるものとする。</u></p>	<p>による。</p> <p>一 赴任の際扶養親族を住所又は居所から勤務地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族一人ごとにその移転の際ににおける年齢に従い、次に規定する額の合計額</p> <p>イ 十二歳以上者のについては、その移転の際ににおける職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の三分の二に相当する額</p> <p>ロ 十二歳未満六歳以上の者については、イに規定する額の二分の一に相当する額</p> <p>ハ 六歳未満の者については、その移転の際ににおける職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の三分の一に相当する額。ただし、六歳未満の者を三人以上随伴するときは、二人を超える者ごとにその移転の際ににおける職員相当の鉄道賃及び船賃の二分の一に相当する金額を加算する。</p> <p>二 前号の規定に該当する場合を除くほか、第二十二条第一項 第一号又は第三号の規定に該当する場合には、扶養親族の住所又は居所から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額を超えることができない。</p> <p>三 第一号イからハまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算についてはその子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなし 前項の規定を適用する。</p> <p>（日額旅費）</p> <p>第二十五条 第六条第一項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行の範囲並びに日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、市長が別に定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、同項に掲げる旅費の額について、この条例で定める基準を超えることができない。</p>
<p><u>（旅費の支給額の上限）</u></p> <p><u>第二十五条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第十条第一項各号、第十二条第一項各号、第十三条第一項各号及び第六条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u></p> <p><u>2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第六条、第十四条、第十五条、第十七条、第十八条、第十九条第一項及び第二十条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u></p> <p><u>〔削る〕</u></p> <p><u>〔削る〕</u></p>	<p>（勤務地内旅行の旅費）</p> <p>第二十六条 勤務地内における旅行については、市長が別に定める。</p> <p>（勤務地外の同一地域内旅行の旅費）</p> <p>第二十七条 勤務地外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は支給しない。ただし、次の各号</p>

改正後	改正前
[削る]	<p><u>のいずれかに該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。</u></p> <p>一 鉄道百キロメートル、水路百キロメートル又は陸路百キロメートル以上の旅行の場合には、<u>第十五条、第十六条又は第十八条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃</u></p> <p>二 前号の規定に該当する場合を除くほか、<u>公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の二分の一に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃</u></p> <p>2 第十九条第三項の規定は、前項第一号の場合について準用する。</p> <p>(退職者等の旅費)</p> <p><u>第二十八条 第三条第二項第一号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。</u></p> <p>一 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費</p> <p>イ 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の発令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費</p> <p>ロ 退職等を知った日の翌日から三月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧勤務地までの前職務相当の旅費</p> <p>二 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新勤務地を旧勤務地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費</p> <p>(遺族の旅費)</p> <p><u>第二十九条 第三条第二項第二号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。</u></p> <p>一 職員が出張中死亡した場合には、死亡地から旧勤務地までの往復に要する前職務相当の旅費</p> <p>二 職員が赴任中死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から勤務地までの前職務相当の旅費</p> <p>2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第二条第一項第七号に掲げる順位により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。</p> <p>3 第三条第二項第三号の規定により支給する旅費は、第二十四条第一項第一号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。</p> <p>(外国旅行の旅費)</p> <p><u>第三十条 外国旅行の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百四十四号。以下この条及び第三十四条において「改正前の国家公務員等の旅費に関する法律」という。）の規定を</u></p>
[削る]	
[削る]	

改正後	改正前																																								
	<p><u>（旅費の調整）</u></p> <p>第二十六条 旅行命令権者は、旅行者が<u>市以外の者から旅費の支給を受ける</u>場合その他<u>旅行における特別の事情により、又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不當に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</u></p> <p>2 略</p> <p>第二十七条 略</p> <p><u>（旅費の返納）</u></p> <p>第二十八条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならぬ。</p> <p>2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。</p> <p>3 前項に規定する給与の種類は、任命権者が定める。</p> <p><u>（実施規定）</u></p> <p>第二十九条 略</p> <p>第三十条 この条例に定めるものを除くほか、職員等の旅費の支給に関しては、<u>国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）</u>の例による。</p> <p>別表第一 <u>（第十七条関係）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>上限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家財の運送</td><td>職員 九立方メートル</td></tr> <tr> <td>単位を容積</td><td>配偶者 九立方メートル</td></tr> <tr> <td>により算出する場合</td><td>子（一人につき） 一・五立方メートル</td></tr> <tr> <td>家財の運送</td><td>職員 三六〇キログラム</td></tr> <tr> <td>単位を重量</td><td>配偶者 三六〇キログラム</td></tr> <tr> <td>により算出する場合</td><td>子（一人につき） 六〇キログラム</td></tr> </tbody> </table>	区分	上限	家財の運送	職員 九立方メートル	単位を容積	配偶者 九立方メートル	により算出する場合	子（一人につき） 一・五立方メートル	家財の運送	職員 三六〇キログラム	単位を重量	配偶者 三六〇キログラム	により算出する場合	子（一人につき） 六〇キログラム																										
区分	上限																																								
家財の運送	職員 九立方メートル																																								
単位を容積	配偶者 九立方メートル																																								
により算出する場合	子（一人につき） 一・五立方メートル																																								
家財の運送	職員 三六〇キログラム																																								
単位を重量	配偶者 三六〇キログラム																																								
により算出する場合	子（一人につき） 六〇キログラム																																								
	<p><u>準用する。この場合において、改正前の国家公務員等の旅費に関する法律の規定中「指定職の職務にある者」とあるのは「市長、副市長、公営企業管理者、教育長、常勤の監査委員及び固定資産評価員の職務にある者」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>（旅費の調整）</u></p> <p>第三十一条 旅行命令権者は、旅行者が<u>公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した</u>場合その他当該旅行における特別の事情により、又は<u>当該</u>旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不當に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</p> <p>2 略</p> <p>第三十二条 略</p> <p><u>〔新設〕</u></p>																																								
	<p><u>（実施規定）</u></p> <p>第三十三条 略</p> <p>第三十四条 この条例に定めるものを除くほか、職員等の旅費の支給に関しては、<u>改正前の国家公務員等の旅費に関する法律を準用する</u>。</p> <p>別表第一 <u>（第十九条、第二十条、第二十一条、第二十三条関係）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>日当</th><th>宿泊料（一夜につき）</th><th>食卓料</th></tr> <tr> <td></td><td>(一日に) つき)</td><td>甲地方 乙地方</td><td>(一夜に) つき)</td></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td><td>三、〇〇〇円</td><td>一四、八〇円 一三、三〇円</td><td>三、〇〇〇円</td></tr> <tr> <td></td><td>円</td><td>〇円</td><td>円</td></tr> <tr> <td>特別職（市長、八〇〇円を除く。）</td><td>二、八〇〇円</td><td>一三、九五円</td><td>二、五五円</td></tr> <tr> <td></td><td>円</td><td>〇円</td><td>円</td></tr> <tr> <td>六級以上の職務にある者</td><td>二、六〇〇円</td><td>一三、一〇〇円</td><td>二、八〇〇円</td></tr> <tr> <td></td><td>円</td><td>〇円</td><td>円</td></tr> <tr> <td>五級以下の職務にある者</td><td>二、二〇〇円</td><td>一〇、九〇〇円</td><td>二、二〇〇円</td></tr> <tr> <td></td><td>円</td><td>〇円</td><td>円</td></tr> </tbody> </table> <p><u>備考</u></p> <p>— 宿泊料の欄中甲地方とは、市制施行地をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。</p>	区分	日当	宿泊料（一夜につき）	食卓料		(一日に) つき)	甲地方 乙地方	(一夜に) つき)	市長	三、〇〇〇円	一四、八〇円 一三、三〇円	三、〇〇〇円		円	〇円	円	特別職（市長、八〇〇円を除く。）	二、八〇〇円	一三、九五円	二、五五円		円	〇円	円	六級以上の職務にある者	二、六〇〇円	一三、一〇〇円	二、八〇〇円		円	〇円	円	五級以下の職務にある者	二、二〇〇円	一〇、九〇〇円	二、二〇〇円		円	〇円	円
区分	日当	宿泊料（一夜につき）	食卓料																																						
	(一日に) つき)	甲地方 乙地方	(一夜に) つき)																																						
市長	三、〇〇〇円	一四、八〇円 一三、三〇円	三、〇〇〇円																																						
	円	〇円	円																																						
特別職（市長、八〇〇円を除く。）	二、八〇〇円	一三、九五円	二、五五円																																						
	円	〇円	円																																						
六級以上の職務にある者	二、六〇〇円	一三、一〇〇円	二、八〇〇円																																						
	円	〇円	円																																						
五級以下の職務にある者	二、二〇〇円	一〇、九〇〇円	二、二〇〇円																																						
	円	〇円	円																																						

改正後		改正前							
別表第二（第二十一条関係）		二 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。 別表第二（第二十二条関係）							
区分	死亡手当	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道
全ての者	九三〇、〇〇〇円	五十 キロ メー トル 未満	五十 キロ メー トル 以上 百キ ロメ 一ト ル未 満	百キ ロメ 一ト ル未 満	三百 キロ メー トル 上三 百キ ロメ 一ト ル未 満	五百 キロ メー トル 以上 五百 キロ メー トル 未満	千キ ロメ 一ト ル未 満	千五 百キ メー トル 上千 五百 キロ メー トル 未満	二千 キロ メー トル 以上 上二 千キ ロメ 一ト ル未 満
市長	一五 三、 〇〇 〇円	一七 七、 〇〇 〇円	一一 八、 〇〇 〇円	二六 九、 〇〇 〇円	三五 六、 〇〇 〇円	三七 五、 〇〇 〇円	四〇 二、 〇〇 〇円	四六 五、 〇〇 〇円	四六 五、 〇〇 〇円
特別職 (市長を除く。)	一三 九、 五〇 〇円	一六 〇、 五〇 〇円	一九 八、 〇〇 〇円	二四 四、 五〇 〇円	三二 四、 〇〇 〇円	三四 〇、 五〇 〇円	三六 四、 五〇 〇円	四二 三、 〇〇 〇円	四二 三、 〇〇 〇円
六級以上 の職務にある者	一二 六、 〇〇 〇円	一四 四、 〇〇 〇円	一七 八、 〇〇 〇円	二二 〇、 〇〇 〇円	二九 二、 〇〇 〇円	三〇 六、 〇〇 〇円	三二 八、 〇〇 〇円	三八 一、 〇〇 〇円	三八 一、 〇〇 〇円
五級以下 の職務にある者	一〇 七、 〇〇 〇円	一二 三、 〇〇 〇円	一五 二、 〇〇 〇円	一八 七、 〇〇 〇円	二四 八、 〇〇 〇円	二六 一、 〇〇 〇円	二七 九、 〇〇 〇円	三二 四、 〇〇 〇円	三二 四、 〇〇 〇円
備考 路程の計算については、水路及び陸路四分の一キロメートルをもって鉄道一キロメートルとみなす。									

○第2条関係

青森市費用弁償条例（平成 17 年青森市条例第 50 号）新旧対照表

改正後	改正前																																
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 略</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第二条 前条第一号から第五十九号までに掲げる職員が、公務のため旅行した場合は、費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の種目、内容及び額は、前条第一号から第五十五号までに掲げる職員にあっては<u>青森市職員等の旅費に関する条例（平成十七年青森市条例第六十号。第四条において「旅費条例」という。）</u>に規定する特別職の職務にある者の<u>旅費支給の例によるもの</u>とし、同条第五十六号から第五十九号までに掲げる職員にあっては市長と各任命権者が協議して<u>定めるもの</u>とする。</p> <p>第三条 第一条第六十号に掲げる参加者等が本市議会又は法律で定められた委員会若しくは委員に出頭又は公聴会に参加した場合は、<u>市長と各機関の長が協議して定める額</u>を支給する。</p> <p>（旅費条例の適用）</p> <p>第四条 <u>この条例に</u>定めるもののほか、職員及び参加者等に支給する旅費の支給方法等については、旅費条例の規定の例による。</p> <p>第五条 略</p> <p>[削る]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 略</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第二条 前条第一号から第五十九号までに掲げる職員が、公務のため旅行した場合は、費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の額は、前条第一号から第五十五号までに掲げる職員にあっては別表による額</p> <p>とし、同条第五六十号から第五十九号までに掲げる職員にあっては市長と各任命権者が協議して<u>定める額</u>とする。</p> <p>第三条 第一条第六十号に掲げる参加者等が本市議会又は法律で定められた委員会若しくは委員に出頭又は公聴会に参加した場合は、<u>一回につき二千二百円</u>を支給する。<u>この場合において、参加者等が市外在住者のときには、青森市職員等の旅費に関する条例（平成十七年青森市条例第六十号。以下「旅費条例」という。）</u>に規定する職務の級四級にある職員が支給される旅費（日当を除く。）に相当する額を加給する。</p> <p>（旅費条例の適用）</p> <p>第四条 <u>この条例の定めるもののほか、職員及び参加者等に支給する旅費の支給方法等については、旅費条例の規定の例による。</u></p> <p>第五条 略</p> <p>別表（第二条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>鉄道 賃</th><th>船賃</th><th>航空 賃</th><th>車賃 (一 キロ メー トル につ き)</th><th>日当 (一 日に つ き)</th><th>宿泊料 (一夜 につき) 料 甲地方 乙地方 (一 夜に つ き)</th><th>食卓 料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議会議員</td><td>乗車 に要 する 旅客 運 賃、 及 び 急行 料金 及 び 特 別 車 両 料 金</td><td>乗船 に要 する 旅客 運 賃、 及 び 特 別 船 室 料 金</td><td>現に 支 払 た 了 客 運 賃</td><td>三七 円</td><td>三、 〇〇八〇〇 〇円</td><td>一四、 三〇〇〇〇 円</td><td>一三、 三〇〇〇〇 円</td></tr> <tr> <td>教育委員会 委員</td><td>乗車 に要 する</td><td>乗船 に要 する</td><td>現に 支 払 た</td><td>三七 円</td><td>二、 八〇九五〇 〇円</td><td>一三、 五五〇〇〇 円</td><td>一二、 八〇〇〇〇 円</td></tr> <tr> <td>選挙管理委 員会</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	区分	鉄道 賃	船賃	航空 賃	車賃 (一 キロ メー トル につ き)	日当 (一 日に つ き)	宿泊料 (一夜 につき) 料 甲地方 乙地方 (一 夜に つ き)	食卓 料	議会議員	乗車 に要 する 旅客 運 賃、 及 び 急行 料金 及 び 特 別 車 両 料 金	乗船 に要 する 旅客 運 賃、 及 び 特 別 船 室 料 金	現に 支 払 た 了 客 運 賃	三七 円	三、 〇〇八〇〇 〇円	一四、 三〇〇〇〇 円	一三、 三〇〇〇〇 円	教育委員会 委員	乗車 に要 する	乗船 に要 する	現に 支 払 た	三七 円	二、 八〇九五〇 〇円	一三、 五五〇〇〇 円	一二、 八〇〇〇〇 円	選挙管理委 員会							
区分	鉄道 賃	船賃	航空 賃	車賃 (一 キロ メー トル につ き)	日当 (一 日に つ き)	宿泊料 (一夜 につき) 料 甲地方 乙地方 (一 夜に つ き)	食卓 料																										
議会議員	乗車 に要 する 旅客 運 賃、 及 び 急行 料金 及 び 特 別 車 両 料 金	乗船 に要 する 旅客 運 賃、 及 び 特 別 船 室 料 金	現に 支 払 た 了 客 運 賃	三七 円	三、 〇〇八〇〇 〇円	一四、 三〇〇〇〇 円	一三、 三〇〇〇〇 円																										
教育委員会 委員	乗車 に要 する	乗船 に要 する	現に 支 払 た	三七 円	二、 八〇九五〇 〇円	一三、 五五〇〇〇 円	一二、 八〇〇〇〇 円																										
選挙管理委 員会																																	

改正後	改正前						
	員会委員	旅客	旅客	旅客			
	非常勤の監査委員	運賃、及び	運賃、及び	運賃			
	農業委員会委員	急行料金	特別船室				
	農地利用最適化推進委員	及び特別車両	料金				
	固定資産評価審査委員会委員	料金					
	浪岡自治区地域協議会委員						
	総合計画審議会委員						
	国民保護協議会委員						
	防災会議委員						
	災害弔慰金等支給審査会委員						
	情報公開・個人情報保護審査会委員						
	行政不服審査会委員						
	指定管理者選定評価委員会委員						
	公共サービス外部化監理委員会委員						
	特別職隸属等審議会委員						
	退職手当審査会委員						
	公務災害補償等認定委員会委員						
	入札監視委員会委員						
	いじめ防止対策審議会委員						
	教育支援委員会委員						
	社会教育委員						
	スポーツ推進審議会委員						
	図書館協議						

改正後	改正前						
	会委員 健康福祉審議会委員 障害支援区分判定等審査会委員 障がい者差別解消調整委員会委員 子どもの権利擁護委員 子ども・子育て会議委員 いじめ調査委員会委員 民生委員推薦会委員 養護老人ホーム入所判定委員会委員 勤労青少年ホーム運営審議会委員 市営住宅入居者選考委員会委員 消費生活審査会委員 交通安全対策会議委員 男女共同参画審議会委員 中央卸売市場取引委員会委員 公設地方卸売市場取引委員会委員 中小企業者等新事業審査会委員 社会資本整備平価委員会委員 景観審議会委員 都市計画審議会委員 開発審査会委員 土地区域調整委員会委員 住居表示審査会委員						

改正後	改正前						
	議会委員						
	建築審査会委員						
	国民健康保険運営協議会委員						
	地域密着型サービス等運営審議会委員						
	急病センター運営審議会委員						
	小児慢性特定疾患審議会委員						
	感染症検査協議会委員						
	予防接種健康被害調査委員会委員						
	廃棄物減量等推進審議会委員						
	横内川水道水源保護審議会委員						
	病院運営協議会委員						
	自動車運送事業運営審議会委員						
	競争経営企画委員会委員						
	地方独立行政法人評価委員会委員						
	第三セクター経営評価委員会委員						
	農業委員会委員候補者選考委員						
	専門委員						
	スポーツ推進委員						
	土地区画整理平価員						
	職員懲戒審査委員会委員						